

## “ 住宅エコリフォーム補助金のご案内 ”

脱炭素社会実現に向け、省エネルギー化となる住宅リフォーム費用の一部を補助します。

20万円以上の住宅エコリフォームに工事費の5%、  
最大10万円を補助します。

### ① 対象となる人

- ア) 渋川市に住民登録をしている人
- イ) 市税を滞納していない人
- ウ) 暴力団員でない人



### ② 対象となる住宅

自分が居住している個人住宅  
(併用住宅の住宅部分を含みます。)

### ③ 対象となる条件

次のすべてに当てはまることが条件です。

- ア) 市内の工業者に発注するもの
- イ) 賃貸住宅、給与住宅、別荘、売買目的の住宅でないもの
- ウ) 市の他の補助制度を利用し、リフォーム箇所が重複しないもの
- エ) 完了の報告書を申請年度の3月末日までに提出できるもの
- オ) **工事着工前であるもの**

※工事に着手または工事が終了しているものは、補助金の対象外となります。

〈エコリフォームで地球環境を守る！〉

### ④ 対象となる工事

対象となるエコリフォームは、裏面のとおりです。ご不明な点は下記まで問い合わせください。

### ⑤ 補助金の額

20万円以上の補助対象となるエコリフォーム費用に対し5%を補助します。ただし、限度額は10万円です。

### ⑥ 補助金の制限

- ア) 補助の対象となる人および対象となる住宅につき1回限りです。
- イ) 過去に住宅エコリフォーム補助金を利用した方は申請できません。



問い合わせ

建築住宅課 (第二庁舎2階)

☎ 0279-22-2072

⑦ 申請時の提出書類

補助金の交付を受けようとする人は、工事着工前に次の書類を建築住宅課窓口まで提出してください。

- ア) 申請書
- イ) リフォーム前の写真
- ウ) リフォーム内容を記した図面
- エ) エコリフォームの内容が分かる資料（カタログ等）
- オ) 見積書のコピー（市内業者に限りです。）
- カ) 納税証明書（未納額のない証明用）又はこれに代わるもの **※注1**
- キ) 住宅の固定資産税・都市計画税納税通知書の写し（直前のもの）

**※注1** 市が市税の納税状況を確認することに同意した人は不要です。  
本人確認のため身分証明書の提示をお願いします。

⑧ 補助の対象および対象外となる工事内容一覧

※記載の無い工事については事前に相談してください。

工事の種類		対象の工事	対象外の工事
外装改修	屋根の葺替、塗装、防水 外壁の張替、塗装 サッシ等の取付、交換	断熱または遮熱性能があるもの 上記に付随する雨樋等の修理、交換 例(複層ガラス、二重窓、樹脂窓、サンルーム(既存住宅に接続するもの))	断熱または遮熱性能がないもの 雨樋交換のみを行うもの
内装改修	床、壁、天井の張替、塗装等	内装の断熱、省エネルギー化、または高効率となるもの	断熱性能がないもの カーテン、ブラインド等取付、取替え（カーテンレールを含む） 家具等の購入、設置、畳の表替え
設備改修	給排水衛生設備	節水、節電、または高効率となるもの 例節水型水栓を使用するシステムキッチン、又は化粧洗面台、高断熱浴槽のユニットバス	下水道接続、合併浄化槽等設置
	空気調和設備	節電、または高効率となるもの 例エアコンの設置、交換(新品に限る) 薪ストーブの設置	ペレットストーブの設置 石油暖房器具などの機器のみの購入
	電気設備	節電、または高効率となるもの 例 LED 照明の設置、交換 高効率の電気温水器の設置	インターネット回線、防犯、または防災機器等の購入、設置（家庭用電化製品、機器ガス器具等のみの購入）
その他改修	関連工事	エコリフォームに付随するもの	シロアリの駆除、その他の防虫、消毒の薬剤散布等 車庫、物置、倉庫等設置、改修 門、塀、舗装、造園等の外構 建物の新築、10㎡以上の増、改築 住宅の解体（エコリフォームに伴う部分解体は除く） 公共事業に伴う補償の対象となるもの 機器（中古を含む）のみの購入